

診療報酬における減価償却費の取扱いについて

1. 質問主意書に対する答弁書

平成十九年十二月二十七日提出 質問第三六三号

歯科医療の向上に関する質問主意書（抜粋）

提出者 前原誠司

七 中央社会保険医療協議会が平成十九年六月に実施した「第十六回医療経済実態調査（医療機関等調査）結果速報」によると、一般診療所（個人立・無床）の収支差額が二二五．三万円（月額）であるのに対し、歯科診療所（個人立）の収支差額は一二二．九万円（月額）となっている。等しく人間の生命と健康を扱う医療機関において、約二倍の格差が付いていることを是正すべきだと考えるが、政府の見解を問う。

十一 平成十九年四月に施行された医療法改正によって、C型肝炎に罹っている患者に対する安全対策など、歯科医師が負うべき義務が増えたにもかかわらず、その行為は、今までの初診料・再診料に含まれ、新たな保険点数として評価されていない。診療報酬に加算させるなど、何らかの新たな対応が必要だと考えるが、政府の見解を問う。

平19閣衆質168-363 平成20年01月11日（金）閣議決定

衆議院議員前原誠司君提出歯科医療の向上に関する質問に対する答弁書（抜粋）

七について

厚生労働省としては、歯科診療報酬については、物価、賃金等の動向、歯科保険医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を総合的に勘案し、中医協における議論を踏まえて適切に設定しているものと考えている。

十一について

厚生労働省としては、御指摘の「歯科医師の負うべき義務」を履行するために必要な費用を含め、歯科医業経営に必要な費用については、医療経済実態調査の結果を踏まえた中医協における議論を経て、歯科診療報酬において総合的に評価しているところであり、今後とも、物価、賃金等の動向、歯科保険医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を踏まえつつ、適切に評価してまいりたい。

2. 国会答弁

132-参-厚生委員会-2号 平成七年二月二十八日（火曜日）

○今井澄君

それで、実際に復興を考える場合、この間十年余りにわたって医療費の適正化策と申しますか、抑制策がずっと続きまして、今人件費も上がったり諸物価も上がっている中でかつかつの運営になっているということ、これは厚生省の調査でも出ていると思います。これは公、民を問わず大変なわけですが、特にこの中で、最近では診療報酬では設備投資の資金が出てこないんだということがほぼ常識になっていると思うんですね。そういう意味ではこの復興の問題も大変問題だと思いますが、厚生省関係の方の医療費分析によりまして、最近、病院等での減価償却費の引当金の比率が伸び悩んでいるということ、たまっていないということなんですね。それで、建てかえの留保が少なくなっているというので非常に問題だと思います。

（以下略）

それで厚生省としては、今後この診療報酬制度について、今回のこととは直接関係ないかもしれませんが、どういうふうなお考えか。また、特に来年は診療報酬改定の年に当たるわけですが、先立ってことしの六月に医療経済実態調査を行われると思うんですが、ことしもきちっと行うのかどうか。また、被災地についてはどういう調査を行われるつもりか。これは来年の診療報酬改定に、反映するのかしないのか、その辺のことについてちょっとお尋ねをいたします。

○政府委員（厚生省保険局長 岡光序治君）

まず診療報酬の改定の点でございますが、先生もよく御存じのとおり、現在の改定に当たりましては医療機関の収入とそれから減価償却費を含む費用を把握いたしまして、その後物価とか賃金の動向あるいは医療を取り巻く諸般の状況を総合的に勘案して、審議会の御議論を経た上で改定を行っているわけでございます、そういう意味では減価償却費についてもカウントの対象にしておるというシステムになっているわけでございます。この点につきましては、御指摘がありましたように医療経済実態調査を行って把握するわけでございます、二年置きの改定ということ想定いたしまして、ことしも医療経済実態調査を行うべく今関係審議会で御審議をいただいているところでございます。

（以下略）